

令和 7 年度

平塚市市民活動災害補償制度の手引

平塚市市民部協働推進課

目次

第1章 市民活動災害補償制度の概要

1 はじめに	1
2 制度の構成	1
3 保険の契約	1
4 用語の定義	1
5 市民活動の具体例	3

第2章 賠償責任事故

1 対象となる事故	5
2 被補償者	5
3 補償の種類	5
4 補償金の支払いの対象となる損害の範囲	6
5 補償金てん補限度額	6
6 免責金額	6
7 免責事項	7

第3章 傷害事故

1 対象となる事故	7
2 被補償者	7
3 補償の種類	8
4 補償金額	8
5 免責事項	9

第4章 事務処理の手続き

1 概要	9
2 事故の連絡を受けたときの担当課の対応	10
3 事故報告書等の提出	11
4 請求の手続き	11
(別表1) 請求に必要な書類(賠償責任事故)	12
(別表2) 請求に必要な書類(傷害事故)	13
5 事務の流れ	14

第5章 市民活動災害補償制度Q&A

要綱等

◎平塚市市民活動災害補償制度取扱要綱	30
(様式省略)	
◎平塚市市民活動事故判定委員会要領	35

第1章 市民活動災害補償制度の概要

1 はじめに

この制度は、市内に活動拠点を置く市民活動団体や継続的に市民活動を行う市民の皆さんが公益性のある活動や市主催事業の手伝いをしている際に起きた事故に対して、その救済を図るための補償制度になります。

2 制度の構成

この制度は、賠償責任事故と傷害事故により構成されています。

(1) 賠償責任事故

市民団体及び指導者等が市民活動中の管理、監督の不手際や指導、誘導のミスなどによって、参加者やその他の第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいいます。

(2) 傷害事故

指導者等又は参加者が市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により死亡し、又は負傷した事故をいいます。

※ 海外での事故の場合は対象となりません。

3 保険の契約

この制度は、平塚市が損害保険会社と契約し、保険料は全額市が負担しています。各団体等は、本制度への加入等の届出は必要ありません。

4 用語の定義

(1) 市民団体

- 次の要件を満たす団体。
 - ① 5人以上で構成する団体
 - ② 自発的に活動を行う団体
 - ③ 市内に活動拠点を置き、市民活動を行う団体
 - ④ 地域社会活動、社会教育・社会体育活動、青少年健全育成活動、社会福祉・社会奉仕活動等の公益性のある活動（平塚市民や社会に貢献する無償の活動）を行っている団体
 - ⑤ 継続的、計画的な活動を行っている団体
- ただし次のような団体は除きます。
 - ① 特定の政治、宗教を目的とした団体及びこれに類する団体
 - ② 営利を目的とした団体

- ③ 企業、事業所等に所属する団体
- ④ 学校管理下及び、学童管理下の団体

(2) 指導者等

- 市民団体において、市民活動の計画、立案及び運営等の指導的地位にある者又はこれに準ずる者並びに市民活動の実施に責任を負う者
- 市民活動の当日に指導者に代わってその市民団体の運営等に当たった者

(3) 市民活動

- 市民団体等が行う地域社会活動、社会教育・社会体育活動、青少年健全育成活動、社会福祉・社会奉仕活動等の公益性のある活動で次の要件を満たすもの。
 - ① 対価を得ずに自由意志のもとに行う継続的、計画的又は臨時の公益性のある活動
 - ② 無報酬（実費弁償は無報酬とみなします。）で行う活動
※時給・日給・月給で報酬が支払われる場合や、活動に応じて付与されるポイントが換金可能な場合などは対象となりません。
- 市が主催実施する市民活動に類する事業又は活動において、市民が無報酬（実費弁償は無報酬とみなします。）で行う活動
- ただし、次のような活動は除きます。
 - ① 特定の政治、宗教、又は営利を目的とした活動及びこれに類する活動
 - ② 学校管理下の活動
ただし、市民が校長の承認を得て行う児童、生徒の学習活動の指導及び支援は対象とします。
 - ③学童管理下の活動
ただし、学童管理者の承認を得て行う児童、生徒の指導及び支援は対象とします。
 - ④ 自己の楽しみの活動、趣味を深める活動、自助的な活動（自己のために行う活動）及び懇親を目的とした活動
 - ⑤ スポーツ活動を主目的とした団体管理下（体育協会、スポーツ少年団等）のスポーツ活動中（練習、試合、合宿、遠征中等）における指導者等以外の団体構成員の活動
 - ⑥ 主催者の管理下でない活動

※ 自宅（自宅敷地内は含まれない）と集合地又は出発地及び解散地との通常経路の往復途上における傷害事故も活動中の事故とします。

(4) 参加者

- 市民活動中の指導者等以外の団体構成員
- 市民団体が行う市民活動に直接参加する者
- ※ 直接参加する者とは、市民活動を実際に行う者のことで、サービスの受け手等の市民活動の対象者（受益者）は含まれません。
- 市民活動に直接参加する者に連れ添う子どもは参加者とみなします。
- サービスの受け手等の市民活動の対象者（お年寄りや子ども等）の付添人は参加者とみなします（親族は除く）。
- 見物人や施設への単なる入場者、講座の受講者等は除きます。

(5) 市民

- 市内在住者
- ※ 市に主な活動拠点を置く団体又は市が主催実施する事業又は活動については市外居住者も市内在住者とみなし、対象とします。

5 市民活動の具体例

(1) 地域社会活動

地域住民組織の運営活動、防災活動、防犯活動、清掃活動、公共的募金活動、交通安全活動、地域で行う(宗教性の薄い)お祭りの開催及びこれらの準備活動等

(2) 社会教育・社会体育活動（※注1）

ボランティア養成活動、食生活改善活動、スポーツ活動を主としていない団体（自治会・子ども会等）のスポーツ活動、文化活動の運営・指導活動及びこれらのための準備活動等

(3) 青少年育成活動（※注1）

子ども会・ボーイスカウト・ガールスカウト等の地域の青少年育成団体の運営・指導活動、スポーツ少年団などの運営・指導活動及びこれらのための準備活動等

(4) 社会福祉・社会奉仕活動

社会福祉施設援護活動、在宅老人・心身障がい者等のホームヘルプ・ガイドヘルプ活動、手話通訳活動、就労・社会復帰のための援護活動及びこれらのための準備活動等

(5) 市主催事業活動（※注2）

市が主催・共催する市民活動に類する事業(地区レクリエーション大会、公民館まつり等)活動、市の依頼業務(まちぐるみ大清掃、防災訓練等)活動、市の委託事業(公園管理清掃委託、地区体育振興業務委託等)活動等

※注1 スポーツを主目的として活動する団体管理下（体育協会、スポーツ少年団等）のスポーツ活動及び青少年育成活動や文化活動を行う団体管理下の活動の場合、運営・指導活動をする者（指導者等）のみ対象となります。

ただし、公益性があり市民活動と認められる活動（清掃活動、パトロール活動等）の場合は、参加者も対象となる場合があります。

※注2 委託料に人件費が計上されている事業、業務（市が依頼、委託した事業、業務も含む）は、対象となりません。

第2章 賠償責任事故

1 対象となる事故

市民団体及び指導者等が市民活動中に、管理監督の不手際や指導誘導等のミスによって参加者やその他の第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故です。

この制度では、偶然な事故によって他人の身体、財物に損害を与え、法律上の賠償責任が発生することが要件となります。

この法律上の賠償責任とは、民法に規定された「不法行為の要件」に該当するもので、いわゆる道義上の賠償責任はこの制度の対象となりません。

※参考【民法第709条】

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 被補償者（事故の際、市に補償金を請求し、これを受け取る権利のある者）

- (1) 平塚市及び平塚市が設立した法人
- (2) 市民団体
- (3) 指導者等

3 補償の種類

(1) 身体賠償

参加者やその他の第三者の身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合にてん補されます。

(2) 財物賠償

参加者やその他の第三者の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合にてん補されます。

なお、財物賠償については、被保険者相互間の交叉責任を担保※します。

※被保険者同士で損害賠償責任が発生した場合でも対象となります。

※事故状況によっては、保険対象とならない場合があります。

(3) 生産物賠償

市民活動により、製造、販売又は提供された物が原因で、他人の身体及び財物に損害を与えたとき、又は市民活動で提供された役務の結果が原因となって、他人の身体及び財物に損害を与えたとき、法律上の損害賠償責任を負った場合にてん補されます。

(4) 人格権侵害賠償

市民団体及び指導者等の過失・言動等で、参加者または第三者から精神的苦痛を

受けた旨の訴えがあり、法律上の損害賠償責任を負った場合にてん補されます。
(相手側から提訴があった場合に限る。)

4 補償金の支払いの対象となる損害の範囲

補償金の支払いの対象となる損害は、次の賠償金及び費用です。(この場合の対象になる損害とは、参加者や第三者の身体の障害及び財物の損壊が生じたものに限ります。)

(1) 被害者に対する損害賠償金

通常は被補償者と被害者との間で示談により決めた額がこの損害賠償金となりますが、裁判による場合はその判決額となります。

例…治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業損害、死亡による逸失利益、慰謝料、物品の修理代等

(2) 被害者に対する応急手当、緊急処置等の費用

傷害事故が発生した場合、とりあえず、被害者を病院へ護送したり、応急手当を実施したりした場合の費用等、被害者に対する緊急若しくはやむを得ざる処置のため支出した費用も補償金として支払われます。

(3) 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬等の争訟費用

訴訟費用、弁護士費用、仲裁、和解又は調停に関する費用も補償金として支払われます。

5 補償金補てん限度額

(1) 身体賠償 1人につき1億円、1事故につき5億円

(2) 財物賠償 1事故につき500万円

(3) 生産物賠償 (1)の1保険期間中における限度額は5億円

(2)の1保険期間中における限度額は500万円

(4) 人格権侵害賠償 1事故につき500万円(1保険期間中における限度額は1,000万円)

6 免責金額

保険の対象となる賠償事故それぞれ1事故につき5,000円以下の損害については免責となります。

例《賠償金100,000円の場合》 $100,000円 - 5,000円 = 95,000円$ (補償金額)

《賠償金5,000円以下の場合》賠償金5,000円以下の場合、補償金は支払われません。

7 免責事項（補償金の支払いとならないもの）

- (1) 指導者等の故意により発生した事故
- (2) 戦争、変乱、暴動、労働争議又は騒じょう
- (3) 地震、噴火、洪水、津波その他の自然変象
(台風、竜巻、落雷、鉄砲水は支払いの対象となる場合もある。)
- (4) 指導者等の同居の親族に対して負担する賠償責任
- (5) 指導者等が所有し、使用し、若しくは管理する車両（専ら人力によるものを除く）又は施設外における動物に起因して負担する賠償責任
- (6) その他賠償責任保険約款等に定められたもの

第3章 傷害事故

1 対象となる事故

指導者等及び参加者が、市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で死亡し、又は負傷した事故です。

対象となるためには、急激性、偶然性、外来性をそれぞれ満たすものであることが必要です。

急激性とは、原因又は結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいいます。言い換えれば、事故が突発的に発生することを意味しています。

偶然性とは、原因又は結果の発生を事故者が予知できない状態をいいます。事故の発生が偶然であるか、結果の発生が偶然であるか、原因、結果とも偶然であるのかのいずれかであることが必要です。

外来性とは、原因の発生が事故者の身体に内在するものでなく、身体の外からの作用によるものをいいます。

2 被補償者

指導者等及び参加者、市主催事業の参加者

※ 当該活動の見物人や観覧者、入場者等は参加者とは言えないため、この傷害事故の対象とはなりません。

※ 市の職員が市の業務の従事中に起きた事故は、公務災害補償の適用を受けますので、この傷害事故の対象とはなりません。

ただし、市の公務を離れ一市民として活動したり、自治会の役員が単に市の活動の補助者として活動に関与したりしている場合は、公務災害補償の適用を受けないので、この傷害事故の対象となります。

3 補償の種類

(1) 死亡補償

市民活動中の指導者等及び参加者が、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を受け、その直接の結果として事故の日から180日以内に死亡したときに支払われるものです。

(2) 後遺障害補償

市民活動中の指導者等及び参加者が、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を受け、その直接の結果として事故の日から180日以内に後遺障害（身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治った後のものをいう。）が生じたときに負傷者の職業、年齢、社会的地位に関係なく、身体の障害の程度に応じて支払われるものです。

（注） 事故の日から180日を超えて治療を要する場合は、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。

(3) 入院補償

市民活動中の指導者等及び参加者が、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を受け、その直接の結果として平常の業務に従事すること又は平常の生活ができなくなり、かつ、入院をした場合、事故の日から180日を限度として入院補償日額が入院日数に応じて支払われるものです。

(4) 通院補償

市民活動中の指導者等及び参加者が、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を受け、その直接の結果として平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、医師の治療をうけた場合、事故の日から180日以内の通院で、90日を限度として通院補償日額が通院日数に応じて支払われるものです。

（注） 通院しない場合においても、医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に著しい支障が生じたと認められる場合は、通院補償する場合があります。

4 補償金額

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| (1) 死亡補償 | 250万円 |
| (2) 後遺障害補償 | 250万円～75,000円 |
| (3) 入院補償 | 1日 3,000円 |
| (4) 通院補償 | 1日 1,500円 |
| (5) 手術補償 | 入院補償日額に手術の種類に応じて定めた倍率（10、20、40倍）を乗じた額 |

5 免責事項

- (1) 指導者等及び参加者の故意により発生した事故
- (2) 指導者等及び参加者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- (3) 戦争、暴動、変乱、労働争議又は騒じょう
- (4) 地震、噴火、洪水、津波その他の自然変象
- (5) 指導者等及び参加者の脳疾患、疾病（熱中症、日射病、細菌性食中毒を除く）、又は心神喪失
- (6) 他覚症状のないむちうち症（頸部症候群）や腰痛
- (7) 指導者等及び参加者の無資格運転や酒酔い運転等
- (8) 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険なスポーツを行っている際の事故
- (9) その他費用・利益保険約款等に定めるもの

第4章 事務処理の手続き

1 概要

この補償制度は、自治会、子ども会等をはじめ社会教育、社会体育、社会奉仕活動など多種多様な活動を行う市民団体や指導者等及び参加者を被補償者としています。

市民団体を所管する課（以下「担当課」という。）は、その所管する団体等についての資料や知識、活動内容について十分把握していると思われるので、事務処理を円滑に進めるため担当課の所管する団体等の事故については、この補償制度の事務処理窓口とします。該当する担当課がない団体等の場合は、協働推進課を担当課とします。

担当課は、市民団体及び指導者等から提出される平塚市市民活動災害補償制度事故報告書（以下「事故報告書」という。）の受付等の事務を担当します。

なお、市主催事業の中で発生した事故については、事業実施課を担当課とします。当該課長名で事故報告書を作成してください。

市民団体及び指導者等から提出された事故報告書は、担当課で内容を確認し、決裁後に協働推進課へ回付してください。

協働推進課は、事故報告書で報告された事故を市民活動中の事故と認定したときは、平塚市市民活動災害補償制度事故証明書（以下「事故証明書」という。）を被補償者に送付します。また、契約保険会社との折衝及び担当課との調整事務のほか、平塚市市民活動事故判定委員会の事務を行います。

2 事故の連絡を受けたときの担当課の対応

市民活動中に事故が発生したという連絡を受けたときは、担当課は市民団体及び指導者等に次の措置を取るよう指示してください。

(1) 賠償責任事故の場合

- ① 事故の内容を把握し、担当課へ報告する。
 - ア いつ …………… (日時)
 - イ どこで …………… (場所)
 - ウ だれが …………… (加害者の住所、氏名、年齢)
 - エ だれを …………… (被害者の住所、氏名、年齢)
 - オ どうして …………… (事故の状況)
 - カ どうなったか …… (被害の状況、推定損害額、入院など)
- ② 物損事故の場合は、損害を証明するための写真を撮っておく。
- ③ 物損事故の場合で損害額が10万円以上になる見込みの場合は、保険会社が立合い調査をする場合があるので、できるだけ現場を保存し、損害物件は、保険会社の調査が終了するまで処分しないようにしておく。万一、諸般の事情で現場が保存できない場合や修理を急ぐ場合には、保険会社の許可を得て対処する。
- ④ 人身事故の場合には、被害者の保護と安全に万全を期し、事故の拡大防止を図り、必要によっては警察、消防などに連絡して応援を求める。
- ⑤ 事故報告書を担当課へ提出してもらい、20日以内に協働推進課へ提出する。
- ⑥ 人身事故については傷病が完治した時点で、また、物損事故については修理が完了した時点で、加害者と被害者はその損害額について示談をし、示談書を取り交わす。この場合、示談の内容については前もって協働推進課の了解をとりつける。
- ⑦ 賠償を受ける相手にも過失があると判明した場合は、相手方の総損害額にその割合を乗じて得た額を相手方の損害額から控除すること。なお、この過失相殺の割合の判定は、協働推進課と連絡をとったうえで対応する。
- ⑧ 示談書には示談金額の内容を証明する書類（診断書、診療報酬明細書、通院交通費明細書、修理代明細書、写真等）を添付して提出する。

(2) 傷害事故の場合

- ① 事故の内容を把握し、担当課へ報告する。
 - ア いつ …………… (日時)
 - イ どこで …………… (場所)
 - ウ だれが …………… (負傷者の住所、氏名、年齢)
 - エ どうして …………… (事故の状況)
 - オ どうなったか …… (負傷状況、負傷の部位、治療機関名など)
- ② 事故報告書を担当課へ提出してもらい、20日以内に協働推進課へ提出する。

3 事故報告書等の提出

(1) 事故報告書

市民団体及び指導者等から担当課へ提出してもらい、事故発生の日から20日以内に協働推進課へ提出してください。

(2) 添付書類

① 団体の概要を把握できる資料

当該団体の規約、事業実績報告書、事業計画書、予算書、決算書、会員名簿等

② 事故が起きた活動を把握できる資料

当日の活動についてのパンフレット、回覧、通知文等

③ 当日の指導者等及び参加者の名簿

当該活動に参加した全ての方の名簿が必要になります。

ただし、自治会主催の運動会、盆踊り等の行事で、全ての参加者が確認できない場合は、負傷者が当該活動中に負傷した事を把握できる資料を添付してください。

④ 事故発生状況等が把握できる資料

(例)

事故の内容	必要となる資料	理由
物損事故の場合	損害物の写真	損害の状態を確認するため
交通事故の場合	交通事故証明書	交通事故の状況を確認するため
被補償者が自動車、自動二輪車、原付自転車等を運転していた場合	運転免許証の写し	資格を有することを確認するため

4 請求の手続き

(1) 賠償責任事故の場合

市民団体及び指導者等と被害者との間で法律上の問題が解決した後、示談書のほか関係書類（別表1参照）を添付して協働推進課に提出します。

(2) 傷害事故の場合

死亡事故の場合は、死亡した指導者等及び参加者の法定相続人が関係書類を添付し、死亡事故以外の傷害事故の場合は、指導者等及び参加者のケガが完治又は事故の日から180日を経過したときのいずれか早い時点で、関係書類（別表2参照）を添付して協働推進課に提出します。

(別表 1)

【補償金請求に必要な書類（賠償責任事故）】

◎は必ず提出 ○は場合により提出 ※は保険会社所定の用紙

必 要 な 書 類	対人 賠償	対物 賠償	備 考
市民活動保険金請求書 ※	◎	◎	協働推進課から送付したもの。
平塚市市民活動災害補償制度事故報告書	◎	◎	
示談書 ※	◎	◎	
修理見積書・損害明細書		◎	
写真・図面		◎	全体と損害部分を撮影
死亡診断書 ※	○		死亡の場合
診断書 ※	○		傷害の場合、賠償額や手術の内容、事故の状況等により提出(必要な場合は連絡)
後遺障害診断書 ※	○		保険会社が後遺障害の可能性があると判断した場合(必要な場合は連絡)
診療報酬明細書	○		傷害の場合、治療に要した費用の領収書
交通費・諸経費等の明細書及び領収書	○		公共交通機関を利用した場合、費用や回数の明細書や領収書
休業損害明細書 ※	○		傷害により、休業を余儀なくされた場合 1 給与所得者 事業主よりの源泉徴収票を添付した 休業損害証明書 2 自由業・自営業 税務署よりの前年度の所得額証明書 又は前年度の確定申告書の控え
省略のない戸籍謄本 (新戸籍編成や死亡により一戸内の全員が 戸籍から除かれている場合は除籍謄本)	○		死亡の場合
請求者以外の法定相続人から請求者への 委任状（保険会社宛）	○	○	法定相続人が複数いる場合
住民票又は健康保険証の写し	○	○	被補償者が未成年で親権者が請求する 場合
権利移転証 ※	○	○	第三者に対する求償権が保険会社に 移転した場合

・上記の他に、保険会社等が必要とする書類の提出を求めることがあります。

(別表2)

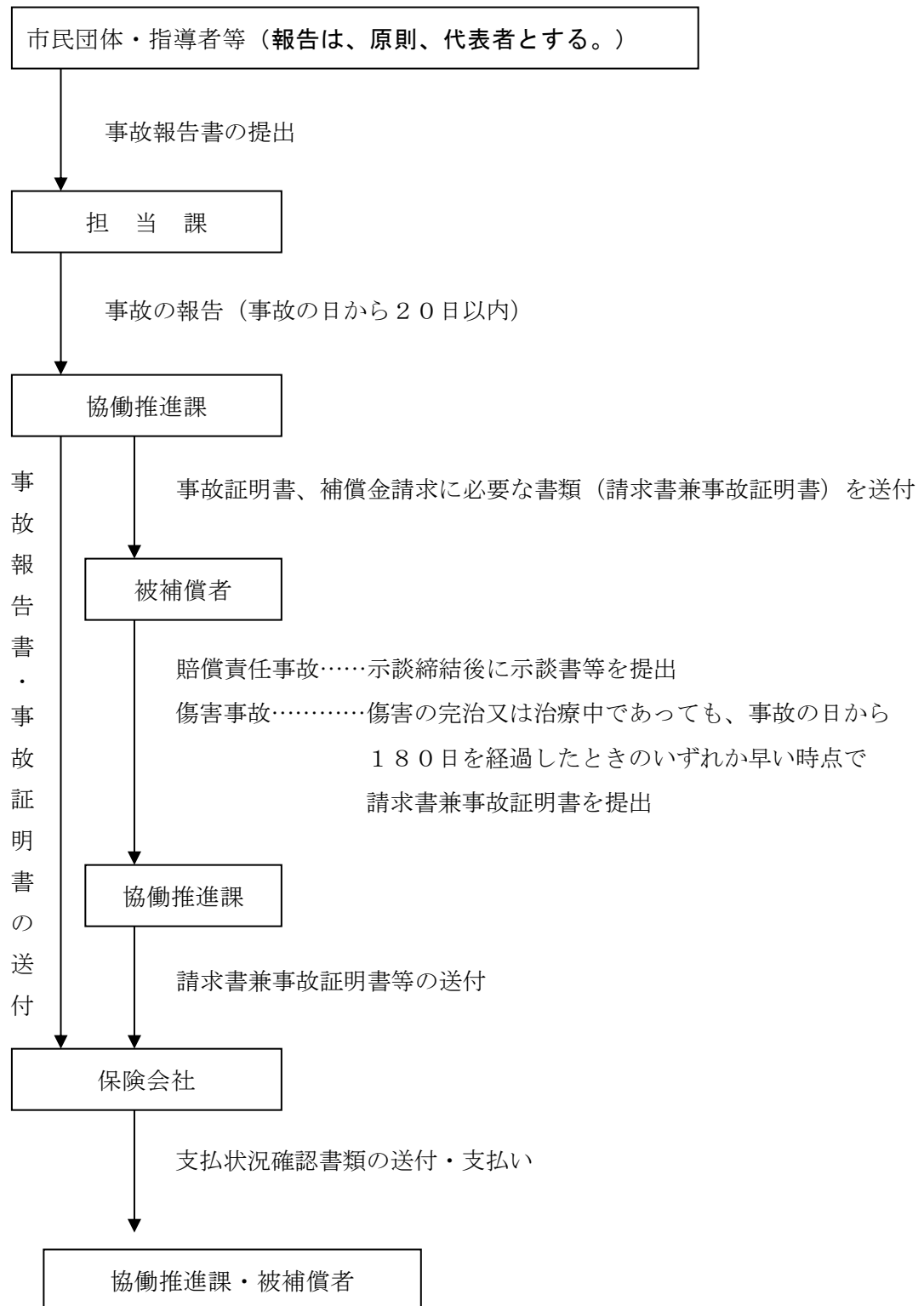
【補償金請求に必要な書類（傷害事故）】

◎は必ず提出 ○は場合により提出 ※は保険会社所定の用紙

必 要 な 書 類	死亡	後遺 障害	入院 通院	備 考
市民活動保険金請求書 ※	◎	◎	◎	協働推進課から送付したもの。
平塚市市民活動災害補償制度事故報告書	◎	◎	◎	
領収書及び診察券の写し			◎	入通院日を確認するため、診察券と全ての領収書の写し。領収書がない場合、通院証明書を提出する。
診断書 ※			○	請求金額が10万円以上の場合
後遺障害診断書 ※		◎		後遺障害が固定した時点又は事故の日から180日を経過した時点で提出
死亡診断書又は死体検案書 ※	◎			
除籍謄本・相続権者の戸籍謄本	◎			
印鑑証明書	◎	○		補償金請求額が100万円以上の場合又は死亡事故の場合
住民票又は健康保険証の写し	○	○	○	被補償者が未成年で親権者が請求する場合

・上記の他に、保険会社等が必要とする書類の提出を求めることがあります。

5 事務の流れ



第5章

市民活動災害補償制度Q&A

【共通編】

Q 1 公益性のある活動とはどのようなものをいうのですか。

A 1 地域社会活動、社会教育・社会体育活動、青少年育成活動、社会福祉・社会奉仕活動等の平塚市民や社会に貢献する無償の活動のことです。

Q 2 臨時の公益性のある活動とはどのようなものをいうのですか。

A 2 本制度では、継続的、計画的に市民活動を行っている市民団体が臨時に行う公益性のある活動をいいます。例えば、趣味のサークルが社会奉仕活動を行った場合のように通常の活動以外の市民活動を行った場合、対象となります。

したがって、休日などに思い立って近所の子どもを遊園地に連れていく、隣の子どもを預かるなどの隣人愛的行為や駅の階段で手を引くなどの親切な行為は、ここでいう臨時の公益性のある活動にはなりません。

Q 3 実費弁償とはどのようなものをいうのですか。

A 3 市民活動とは本来の職務を離れて自分の自由意志で行う性質のものをいうので、これによって対価を得るのは市民活動ではありません。実費弁償の程度についてはいろいろな解釈があり、これを定義づけるのは困難ですが、例えば、奉仕活動を行うにあたっての交通費や昼食代などは実費弁償の範囲に含まれるものと思われます。

時給・日給・月給で報酬が支払われる場合や、活動に応じて付与されるポイントが換金可能な場合などは対象となりません。

Q 4 台風や大雨の時に自治会役員が見回りなどの防災活動を行っているときの事故は対象となりますか。

A 4 台風や大雨は、事故のケースにより、対象となることもあります。このほか、落雷、鉄砲水なども同様です。

なお、主に免責となるのは、地震、噴火、洪水、津波若しくはこれらに類似の自然変象に起因する損害賠償責任事故や地震若しくは噴火これらによる津波によって生じた傷害事故です。

Q 5 対象となる活動中に事故にあった場合はどうすればいいですか。

A 5 まず、速やかに担当課（例：スポーツ団体⇒スポーツ課、子ども会⇒青少年課）に報告して下さい。担当課が分からない場合は協働推進課に御報告ください。そして、事故の日から20日以内に所定の書式「事故報告書」等を担当課あてに提出して下さい。（20日以内に「事故報告書」の提出が無い場合は対象外となる場合があります。）

Q 6 自動車の運行に起因する事故は対象となりますか。

A 6 自動車の運行に起因する事故は、賠償責任事故の免責条項に該当しますので対象外です。なお、傷害事故は対象となります。

《事例 1》

こども会野球部で、監督が運転するマイクロバスで遠征試合に行く途中、ガードレールに衝突し、監督と選手が負傷した場合



事故が自動車の運行に起因するため、賠償責任事故の対象外です。
また、監督は傷害事故の対象となりますが、選手については、スポーツを主な目的とする団体であるため、傷害事故の対象外です。
この事故の場合、自動車損害賠償責任保険等で救済される場合があります。

《事例 2》

障がい者の一時預かりを行っているボランティアが、預かることになっている人を自動車で迎えに行き、帰る途中で事故を起こし、両者とも負傷した場合



事故が自動車の運行に起因するため、賠償責任事故の対象外です。
また、ボランティアは傷害事故の対象となりますが、預かった人は市民活動の参加者ではありませんので、傷害事故の対象外です。
この事故の場合、自動車損害賠償責任保険等で救済される場合があります。

《事例 3》

自治会で側溝清掃を行っているときに、会員が通行中の自動車に跳ねられ、負傷した場合



傷害事故の対象となります。
また、清掃の指示をしていた役員に過失があり、法律上の損害賠償責任を負わなければならないときは賠償責任事故の対象となります。

Q 7 保険金請求の時効はどのくらいですか。

A 7 保険法で事故日から 3 年と定められています。

事故報告についての請求期限は法的にはありませんが、要綱・手引き等で平塚市の場合は 20 日間以内と、保険請求については、完治もしくは事故日から 180 日経過したいずれか早い時点と定めています。

Q 8 市外在住の方が市内に活動拠点のある団体に所属し活動する場合は対象となりますか。

A 8 対象となります。

市内に活動拠点のある団体に所属する市外の人は対象となります。団体の活動は、日本国内での活動が対象となります。

Q 9 市民が市外に活動拠点のある団体に所属し活動する場合は、対象となりますか。

A 9 対象外です。

活動拠点のある自治体に同様の制度があるか御確認ください。

◎団体活動の場合

団体の活動拠点	対象可否	備考
市 内	対象	被補償者の居住地、事故発生地を問わない。
市 外	対象外	被補償者の居住地、事故発生地を問わない。 ただし、市主催事業へ参加する場合は対象。

Q 1 0 草刈り機・チェーンソー・刈払機による事故は対象となりますか。

A 1 0 対象となります。

Q 1 1 代表者が申請するのを忘れていたり、本人が入院等で遅れてしまった場合は、どうなりますか。

A 1 1 正当な理由なく事故報告を遅延させた場合には、補償金の支払いをしないことがあります。入院等による遅延は正当な理由となりますが、ただ単に忘れた場合や、本人の仕事の都合などでの遅延の場合は、正当な理由とはみなせない可能性が大きくなります。

Q 1 2 PTA活動は対象となりますか。

A 1 2 対象となります。

Q 1 3 営利企業が主催するイベント等で活動する場合は対象となりますか。

A 1 3 対象外です。

営利企業が主催するイベント等で活動する場合、イベントの活動自体が、宣伝活動の一環であり、企業活動に類するため、対象外となります。（対象外となる例：営利企業が主催する地域ふれあい活動やスポーツ大会、清掃活動など）

Q 1 4 親睦目的の会合や旅行は対象となりますか。

A 1 4 対象外です。

単に親睦を目的とする活動は、公益性のある活動とは言えないため、対象になりません。

Q 1 5 ボーイスカウトのスポーツ活動は対象となりますか。

A 1 5 対象です。

なお、防犯・防災活動や清掃活動、社会奉仕活動を除いたスポーツ活動中以外での事故については、指導者のみ対象となります。

Q 1 6 自治会主催で健康増進を目的に行うウォーキング活動は対象となりますか。

A 1 6 対象です。

地域のふれあい活動のスポーツ活動であるため指導者及び参加者は対象となります。

Q 1 7 登録等の届出は必要ですか。

A 1 7 登録等の届出は必要ありません。

Q 1 8 団体等に保険料の負担はありますか。

A 1 8 保険料の負担はありません。本制度の保険料は全額平塚市が負担しています。

Q 1 9 別の傷害保険に加入している場合でも対象となりますか。

A 1 9 対象となります。

本制度においては、他の傷害保険との重複給付は可能です。

他の保険については、重複給付が可能かどうか御確認をお願いします。

【賠償責任事故編】

Q 2 0 賠償責任で補償してもらえるのは、どのような場合ですか。

A 2 0 賠償責任は、市民活動中に第三者の身体に障害を与えたり、財物に損害を与え、団体や指導者等が賠償責任を負った場合に、補償します。例えば、自治会が公園清掃をしている際に、草刈り機を使用し、誤って小石が飛んで、近くの民家のガラスを割ってしまったような場合に、そのガラスの修理代を補償します。ただし、市民活動中の事故でも、車両の所有・使用・管理に起因する事故は補償の対象となりません。車の保険で対応して下さい。

Q 2 1 人権侵害など、精神的苦痛等の損害は対象となりますか。

A 2 1 対象となります。（平成27年度より補償内容に追加）
口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害により、賠償責任を負った場合は対象となります。

Q 2 2 法律上の賠償責任とはどういうことですか。

A 2 2 法律上の損害賠償責任には、不法行為によるものと契約の違反といった債務不履行によるものがあります。いずれも、民法に原則となる規定があります。
主な条文は、民法第415条、第709条、第715条～第718条などです。これらは、損害賠償責任が生ずる要件を規定しています。この制度は、上記条文の要件を満たすものが対象となります。

Q 2 3 指導者に賠償責任がある場合は、すべて対象となりますか。

A 2 3 すべてが対象となるわけではありません。
指導者の指導や管理上の過失により事故が発生し、指導者が法律上の責任を負ったときに対象となります。したがって、道義的責任等から見舞金等を支払っても、この制度の対象にはなりません。また、法律上の賠償責任がある場合でも、要綱や保険約款等に定められた免責条項に該当するものは対象になりません。なお、一般的に指導者が賠償責任を負う場合とは、指導や管理上の過失がある場合です。
ただし、施設や用具を通常の注意を払って、事前に点検したにもかかわらず、欠陥が発見できなかった場合や不可抗力による場合、被害者の不注意により生じた場合の事故は、必ずしも法律上の賠償責任を問われることはありません。

Q 2 4 自治会役員が、自治会主催のお祭りの準備中、同じ作業をしていた隣の人にぶつかり、その人の眼鏡を落とし破損させてしまいました。この場合は対象となりますか。

A 2 4 対象となります。
ただし、過失割合等によって損害額の全てが支払われない場合もあります。

Q 2 5 自治会で保有している掲示板・倉庫を原因として第三者に損害を与えた場合は対象となりますか。

A 2 5 対象となる可能性があります。

自治会に管理上の過失があり発生した事故であれば、施設賠償事故として対応できる可能性があります。

ただし、施設や建造物を原因とする事故であるため、基本的には対象外となります。

Q 2 6 当事者間だけの示談でも支払いの対象になりますか。

A 2 6 対象にならない場合があります。

示談でも支払いの対象になりますが、たとえ賠償責任があるとしてもむやみに高額な賠償金を払った場合は、客観的に妥当性のある金額しか保険会社からは支払われません。当事者間で示談する前に保険会社のアドバイスを受けてください。

Q 2 7 免責金額（自己負担）の設定はありますか。

A 2 7 免責金額（自己負担金額）は、1 事故につき身体賠償・財物賠償とも、それぞれ5,000円です。

賠償金額が5,000円以下の損害については、免責となりますので、自己負担となります。

例えば、賠償金額が10,000円の損害の場合、5,000円は自己負担となり、残りの5,000円が補償金として支払われます。

Q 2 8 自治会主催のお祭りで、来場者に提供した飲食物で食中毒にさせてしまった場合は対象になりますか。

A 2 8 賠償責任事故の対象となります。

ただし、指導者の故意である場合等は（食中毒となる可能性が予見できる場合）対象外となる可能性もあります。

Q 2 9 自治会の活動中、市の建物内にある鏡を破損させた場合は対象となりますか。

A 2 9 対象とならない場合があります。

詳しくは、協働推進課にご相談ください。

Q 3 0 自治会が管理するごみ置き場のごみネットに第三者が足を引っかけて怪我した場合は対象となりますか。

A 3 0 自治会に管理上の過失があり事故が発生し、指導者が法律上の責任を負った場合に対象となります。

Q 3 1 鉄砲水、落雷、竜巻、台風による事故は対象となりますか。

A 3 1 台風等の自然現象に起因する損害がその事故の発生が不可抗力によるものとして法律上の賠償責任を負わない可能性が高くなります。
よって、対象外となる可能性があります、事故事案によって個別判断となります。

Q 3 2 台風で自治会が設置し管理していた交通安全の看板が飛ばされ、第三者に被害が出た場合は対象となりますか。

A 3 2 台風等の自然現象に起因する損害がその事故の発生が不可抗力によるものとして法律上の賠償責任を負わない可能性が高くなります。
よって、対象外となる可能性があります、事故事案によって個別判断となります。

Q 3 3 スポーツの試合や練習中の事故に賠償責任はありますか。

A 3 3 賠償責任はありません。

スポーツ自体には多少の危険が潜んでおり、スポーツをする方はそのことを認識したうえで行うのが一般的です（このことを「危険の同意」とよんでいます）。このため、スポーツの試合や練習中の事故においては指導者等の責任追求、つまり不法行為の責任を問われることはなく、対象にはなりません。

また、同じスポーツの事故といっても、例えば、野球の練習中に指導者が打ったボールが球場の外に飛び出し、付近の民家のガラスを割ったような場合は、当然被害者に対して賠償責任があります。この場合には対象となります。

【傷害事故編】

Q 3 4 傷害事故で対象となる傷害とは何ですか。

A 3 4 この制度で対象となるのは、市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害をいいます。

「急激」とは、基本的には、傷害が疾病のような自然の原因から発生するものと区別する意味において用いられるもので、原因又は結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいいます。したがって、職業病や靴づれ、しもやけ、野球肘などは対象外です。

「偶然」とは、基本的には、傷害を引き起こした原因に偶然性が求められる訳ですが、さらには、自然の原因の自然の結果とされる疾病に対置する意味において用いられるもので、原因の発生が被補償者自身にとって予知できない状態をいいます。したがって、心臓発作、脳溢血等の内蔵疾患などは、自然の原因の自然の結果として位置付けられ、偶然性を欠くことになります。

「外来」とは、通常、内在に対する言葉として用いられるものであり、傷害事故においては身体傷害の発生の原因が身体に内在するものでなく、外部にあることをいいます。したがって、同じ腰痛でも、重いものを持ち上げたために腰を痛めた場合は、対象になりますが、長年の蓄積により腰痛になった場合は対象外です。

「傷害」とは、けがという概念がほぼ相当しますが、けがよりも少し広い意味を持ち、次のような場合もあります。

いわゆる、けがを伴わない死亡事故も、急激かつ偶然な外来の事故に起因するものであれば対象となります。例えば、煙・ガス等の有毒物質の一時的吸収による窒息死（光化学スモッグ等によるもの）、水を飲み呼吸不能に陥り溺死、などの場合は対象となります。ただし、慢性アルコール中毒、継続的に吸入、吸引又は摂取した結果の中毒症状のような場合は対象外です。

Q 3 5 いったん治癒したケガが再発しました。この場合は対象となりますか。

A 3 5 当該事故と因果関係があると医師が証明するものについては、対象となります。ただし、対象となるのは事故の日から180日以内です。

Q 3 6 ケガが原因で病気になった場合は対象となりますか。

A 3 6 対象となります。

基本的に病気は対象外ですが、ケガと直接因果関係にある病気（例…破傷風、敗血症等の創傷伝染病）の場合には、その病気についてケガそのものと同様に、対象となります。

ケガの治療中にそのケガと因果関係のない病気にかかった場合（例…骨折の治療中、肺炎になった。）、その病気のためのみの治療期間については、対象外です。

Q 3 7 傷害補償金請求の際には医師の診断書を必ず提出しなければなりませんか。

A 3 7 補償金請求金額が 10 万円以下の場合は、診断書は不要です。

補償金請求金額が 10 万円を超える場合は、実通院日数など補償金確定をする際に必要事項を知るため、診断書（保険会社所定のもの）を提出してください。診断書は傷害の程度を立証するためのもので、その費用は本人の負担となります。

なお、入通院日を確認するため、補償金額にかかわらず全ての領収書と診察券の写しをご用意ください。

Q 3 8 スポーツ活動中におけるケガは対象となりますか。

A 3 8 活動団体や活動内容により、次のとおりとなります。

【対象範囲】

活 動	対 象
① スポーツ活動を主とする団体のスポーツ活動 (健康体操やヨガ、ウォーキング等身体運動を伴う活動はスポーツ活動です。)	対象外 (指導者・運営者は対象)
② スポーツ活動を主としていない公益的団体(自治会・子ども会等)が主催する地域のふれあいスポーツ大会等	対象
③ 市主催のスポーツ活動事業 (市総体・体育振興会事業・地区レク等の委託を含む。)	対象
④ 市の代表として出場する公式スポーツ大会 (県や国等、市以外の代表として出場する公式スポーツ大会(国体等)は除く。)	対象

本制度は、生涯学習や青少年育成あるいは地域交流などを目的として行われるスポーツ活動を対象としています。

ただし、サッカーや野球をはじめ、健康体操やヨガ、ウォーキングなどの身体運動をともなう活動（スポーツ活動）を主に行う団体の、スポーツ活動中の事故は対象外です（指導者・運営者は対象となります。）。例えば、体育協会やスポーツ少年団の加盟団体が行うスポーツ活動に参加している方の事故は対象外です（スポーツ活動以外の公益的な活動をしている場合は対象となります。）。

また、市が主催するスポーツ活動（地区レクリエーション大会、市内一周駅伝、市民体育大会及び地区予選など）に参加している方の事故は対象となります。

なお、目的が生涯学習や青少年育成あるいは地域交流などであっても、危険を伴うスポーツ（スカイダイビング、モータースポーツ、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山等）は対象外です。

Q 3 9 サッカークラブのメンバーが公園の清掃を行っているときに、つまづいてケガをしました。この場合は対象となりますか。

A 3 9 対象となります。

スポーツを主として活動している団体が、公益的な活動（この場合公園清掃）をした場合には、指導者や参加者が対象となります。

Q 4 0 地域の運動会で、二人三脚に参加中転んで足を捻挫してしまいました。この場合は対象となりますか。

A 4 0 対象となります。

自治会や町内会などが主催する地域の運動会は対象となります。

Q 4 1 自治会の防犯パトロール中、つまづいて転び、手を突いた拍子に腕の骨を折ってしまいました。この場合は対象となりますか。

A 4 1 対象となります。

防犯パトロールの活動日・時間・メンバー・活動範囲が、きちんと計画されていて、その計画に基づいたパトロール中の事故であれば対象となります。

Q 4 2 神社を会場とした、自治会主催の地域ふれあい祭り中にスタッフがケガをしました。この場合は対象となりますか。

A 4 2 対象となります。

神社におけるお祭りでも、自治会主催など、宗教色が薄く、地域的な行事の場合には対象となります。ただし、単なる来場者等は対象外です。

Q 4 3 自治会のお祭りの準備に向かう途中、自転車で転んで腕の骨を折ってしまいました。この場合は対象となりますか。

A 4 3 対象となります。

ただし、自宅の敷地内や、直接現地へ向かったわけではなく、途中ついでにどこかの店へ立寄って、私的な買い物をしてから向かった場合などは対象外となります。

Q 4 4 お祭りの神輿かつぎでケガをした場合は対象になりますか。

A 4 4 対象外です。

不特定多数の参加者は対象になりません。

ただし、運営に携わるスタッフや役員がケガをした場合は対象となります。

Q 4 5 お祭りの子ども神輿のかつぎ手を子ども会に依頼し、子どもがケガをした場合は対象となりますか。

A 4 5 対象となります。

神輿のかつぎ手や踊り手として、神社や自治会から依頼を受けた場合は計画性もあり、不特定多数の参加者でもないのが対象となります。

Q 4 6 青少年育成活動団体（子ども会等）が、組織の一部としてサッカーチームを持っています。

このサッカーチームの練習中にケガをしました。この場合は対象となりますか。

A 4 6 対象外です。

この場合は、スポーツ専門団体の活動とみなしますので、その活動中のケガは対象外です。（ただし、指導者・運営者は対象となります。）

Q 4 7 子ども会の事業でドッジボール大会の練習をしていたとき、出場した子どもがつき指をしました。この場合は対象となりますか。

A 4 7 対象となります。

子ども会等が主催するスポーツ活動の場合は対象となります。

なお、団体内にある程度組織化されたチームやサークルがあり、日頃からその活動をしている場合は、上部組織とは別の、ひとつの団体とみなします。

例えば、子ども会の中にある程度組織化されたドッジボールチームがあり、日頃からその活動を行っている場合には、スポーツ専門団体の活動とみなし、その活動中のケガは対象外です。（ただし、指導者・運営者は対象となります。）

Q 4 8 子ども会で料理教室を開いてクリスマスケーキを作っていたが、子どもが誤ってオーブンの鉄板をひっくり返してしまい、火傷を負ってしまいました。この場合は対象となりますか。

A 4 8 対象外です。

子ども会等が主催するスポーツ活動以外の自己の楽しみの活動、自助的な活動（自己のために行う活動）であり公益性が認められないため、対象外です。

Q 4 9 公民館で毎月活動している手芸教室や絵手紙愛好会等の趣味的団体の会員が、活動中に公民館の階段から落ちてケガをしました。この場合は対象となりますか。

A 4 9 対象外です。

手芸教室や絵手紙愛好会の会員の活動は（自己実現を目指した）自助的活動であり公益性が認められないため、対象外です。

Q 5 0 公民館で毎月活動している手芸教室の団体の講師（ボランティア）が、活動中に公民館の階段から落ちてケガをしました。この場合は対象となりますか。

A 5 0 対象となります。手芸教室の講師の活動は公益性のある活動といえるため、対象となります。

ただし、報酬等をもたらっている場合は、ボランティアではないため、対象外です。

Q 5 1 公民館で毎月活動している手芸教室の団体の会員が、ボランティアで介護施設へ行き施設入所者の方に手芸を教えに行ったときにケガをしました。この場合は対象となりますか。

A 5 1 対象となります。

手芸教室の団体の日ごろの活動は自助的活動であり公益性のある活動ではありませんが、継続的計画的な活動を行っている団体であり、その団体がボランティアで手芸を教えに行っている（臨時の公益性）ため、対象となります。

Q 5 2 老人会で清掃活動をしていて、ケガをしてしまいました。この場合補償の対象となりますか。

A 5 2 対象となります。

老人会の日ごろの活動は自助的活動であり公益性のある活動ではありませんが、継続的計画的な活動を行っている団体であり、その団体がボランティアで清掃活動（臨時の公益性）をするため、対象となります。

Q 5 3 老人会の活動で絵手紙を作成する事業を行いました。そのときに会員の一人がつまづいてケガをしてしまいました。この場合対象となりますか。

A 5 3 対象外です。

自己の楽しみの活動や、趣味を深める活動、自助的な活動（自己のために行う活動）等は対象外です。ただし、作成を指導する方等は対象となります。

Q 5 4 老人会の活動で絵手紙を作成する事業を行うにあたり、会員の友人にボランティアで講師を頼みましたが、指導中につまづいてケガをしてしまいました。この場合対象となりますか。

A 5 4 対象となります。

絵手紙を作成する時の講師の活動は公益性のある活動といえるため、対象となります。ただし、報酬等をもらっている場合は、ボランティアではないため、対象外です。

Q 5 5 市が主催するイベントや講座におけるケガはすべて対象となりますか。

A 5 5 すべての方が対象となるわけではありません。

イベントや講座の事前準備や当日の運営にかかわる方は対象となります。

また、スポーツ大会に出場される方も対象となります。

その他、自発的・能動的な活動を伴うものについては対象となります。ただし、単なる来場者・見物人・聴講者等は対象外です。

Q 5 6 市が主催するイベントの展示コーナーなどに出品する団体などは対象ですか。

A 5 6 事前の会場準備を行ったり、当日の運営を手伝ったりする場合は、対象となります。

Q 5 7 市主催事業の「スポーツ大会」中、参加者の子ども同士がぶつかり、ケガをしてしまいました。この場合は対象となりますか。

A 5 7 対象となります。

市民活動に準ずる市主催・共催事業に参加していた場合はスポーツ活動であっても、対象となります。この場合ケガをした本人が事業の直接の参加者であることが前提です。見学者や、応援する方など直接事業に関わっていない方は対象外です。また、指導者の注意を守らず悪ふざけをしていて事故にあった場合など、本人に責任がある場合は対象外です。

Q 5 8 市が主催する「スポーツ大会」に学校単位で任意のチームをつくり出場する場合、引率した教師は対象となりますか。

A 5 8 学校の公務である場合は、学校管理下の活動となるため対象となりませんが、公務と関係無く参加した場合は対象となります。

Q 5 9 市主催の狂犬病予防接種を受けに犬を連れてきた方の事故は対象となりますか。

A 5 9 対象外です。

市主催活動であっても、市民活動に準じないもの、又は直接市民活動を行わない方の場合は対象外となります。

Q 6 0 湘南ひらつかルネッサンスまつりに出店した際、たこ焼器でスタッフがケガをしてしまいました。この場合は対象となりますか。

A 6 0 対象外です。

出店して利益を得る場合は対象外になります。

ただし、主催者側（平塚市中心街イベント実行委員会）で保険をかけている場合がありますので、実行委員会にお問い合わせください。

Q 6 1 学校のクラブ活動や、委員会活動中の児童・生徒のケガは対象となりますか。

A 6 1 対象外です。

児童・生徒等が行う学校管理下の活動は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となります。

Q 6 2 学校の校外学習の引率（保護者やボランティア）の活動は対象となりますか。

A 6 2 対象となる可能性があります。

地域団体の活動の一環として、生徒の学習活動の指導及び支援を行った場合は対象となる可能性があります。

ただし、保護者として付いて行ったのみの場合は対象外となります。

Q 6 3 1つの企業の社員のみで構成されている団体は対象となりますか。

A 6 3 企業に登録されている団体や、企業内のサークル、同好会の場合は、企業に所属する団体となるため対象となりません。ただし、企業とは関係なく、任意で集まった団体である場合には公益的な活動を行った場合は対象となります。

Q 6 4 会社の社員が毎週金曜日の昼休みにボランティアで会社回りの道路のゴミ拾いを行った場合は対象となりますか。

A 6 4 対象外です。

活動そのものは公益性がありますが、企業内の団体（社員）による活動のため対象外となります。

Q 6 5 会社の社員が街頭で共同募金活動を行った場合は対象となりますか。

A 6 5 対象外です。

活動そのものは公益性がありますが、企業内の団体（社員）による活動のため対象外となります。

Q 6 6 団体主催のイベント等の際、来賓としてきた方は対象となりますか。

A 6 6 対象となります。指導者・運営者側に準ずる扱いとして、対象となります。

Q 6 7 市民活動中に動植物を原因として、傷害を負った場合は対象となりますか。

A 6 7 対象となります。害虫（ハチ等）、害獣（クマ等）により、直接傷害を負った場合は対象となります。

Q 6 8 野球肘やテニス肘は対象となりますか。

A 6 8 対象外です。

このほか、成長痛や加齢に伴うものなど、急激性・偶然性・外来性を満たさないものは対象外となります。

Q 6 9 腰痛は対象となりますか。

A 6 9 対象外です。

他覚症状（医師の診察による、負傷者の自覚症状を裏付けるもの。レントゲンなど。）のないむちうち症や腰痛は、対象外となります。

ただし、むちうち症や腰痛であっても、客観的に証明できる医師の診断書等が提出されれば制度の対象となります。

Q 7 0 大規模災害時の災害ボランティアは対象となりますか。

A 7 0 ボランティアセンターに登録した市内に活動拠点を置く団体又は市民（個人ボランティアの場合）であれば対象となります。ただし、災害を直接の起因として起きた事故については、対象外です。

（例えば、余震により、家具が倒れて来てケガをした際は、対象外です。）

Q 7 1 大規模災害時、平塚市の災害ボランティアがケガをした際、国から補償金を受けました。平塚市市民活動災害補償制度では、対象となりますか。

A 7 1 対象となります。ただし、災害を直接の起因として起きた事故については、対象外です。（例えば、余震により、家具が倒れて来てケガをした際は、対象外です。）

Q 7 2 市民活動中にくも膜下出血を起こした。対象になりますか。

A 7 2 脳疾患については、免責事項となっているので対象外です。また、脳疾患以外でも疾病によるものは、対象外です。ただし、ボールがぶつかって発症した等の外来性がある場合には、対象となる可能性があります。

Q 7 3 ボーイスカウト活動中に参加者が負傷しました。対象になりますか。

A 7 3 ボーイスカウト管理下の活動の場合、運営・指導活動をする者（指導者等）のみ対象となります。

ただし、公益性があり、市民活動と認められる活動（清掃活動、パトロール活動等）の場合は参加者も対象となる場合があります。

なお、ボーイスカウトの上部団体（公益財団法人ボーイスカウト日本連盟等）が主催する事業に参加した場合は、対象外です

平塚市市民活動災害補償制度取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に活動の拠点を置く市民団体等が行う市民活動中の事故について、平塚市市民活動災害補償制度（以下「市民活動災害補償制度」という。）をもって補償することにより、市民活動の健全な発展を図るとともに地域社会の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民団体 市民により自主的に組織され、市民活動を行う団体をいう。ただし、特定の政党若しくは宗教に係る活動を行う団体、営利を目的とする活動を行う団体又は職業として活動を行う団体は除く。
- (2) 市民活動 市民団体等が自主的に行う地域社会活動、社会教育活動、青少年健全育成活動、社会福祉活動等で公益性のある活動（平塚市民及び社会の利益となる活動）をいう。ただし、特定の政党若しくは宗教に係る活動、営利を目的とする活動又は職業として行う活動は除く。
- (3) 指導者等 市民団体において市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者、又はこれに準ずる者並びに市民活動の実施に責任を負う者をいう。
- (4) 参加者 市民活動に直接参加する者をいう。

(保険契約)

第3条 市民活動災害補償制度を実施運営するために、市が損害保険会社（以下「保険会社」という。）と損害保険契約（以下「保険契約」という。）を締結する。

(対象事故)

第4条 市民活動災害補償制度の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 賠償責任事故 市民活動中に市民団体及び指導者等の過失により、市民活動の参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、当該市民団体及び指導者等が法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。
- (2) 傷害事故 市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で指導者等及び参加者が死亡し、又は負傷した事故をいう。

(適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故又は傷害については、市民活動災害補償制度による補償の対象としない。

- (1) 損害賠償責任事故
 - ア 指導者等の故意により発生した事故
 - イ 戦争、変乱、暴動、労働争議又は騒じょう
 - ウ 地震、噴火、洪水、津波その他の自然変象

- エ 指導者等の同居の親族に対して負担する賠償責任
- オ 指導者等が占有し、使用し、若しくは管理する車両（専ら人力によるものを除く）又は施設外における動物に起因して負担する賠償責任

(2) 傷害事故

- ア 指導者等及び参加者の故意により発生した事故
 - イ 戦争、変乱、暴動、労働争議又は騒じょう
 - ウ 地震、噴火、洪水、津波その他の自然変象
 - エ 指導者等及び参加者の脳疾患、疾病（熱中症、日射病、細菌性食中毒を除く）、又は心神喪失による事故
 - オ 指導者等及び参加者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
 - カ 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険なスポーツに参加している最中の事故
 - キ 他覚症状のないむちうち症又は腰痛
 - ク 指導者等又は参加者の無資格運転又は酒酔い運転による事故
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第3条に規定する保険契約に係る保険約款において免責とされる事故

（賠償責任事故のてん補限度額）

第6条 市民活動災害補償制度による賠償責任事故に係るてん補の限度額は、損害賠償金及び保険会社が認めた費用につき、身体賠償、財物賠償又は人格権侵害賠償それぞれ1事故について5,000円を超える部分のうち、次に掲げる額を限度額とする。

- (1) 身体賠償 1人につき1億円、1事故につき5億円
- (2) 財物賠償 1事故につき500万円
- (3) 人格権侵害賠償 1事故につき500万円

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる補償のうち、市民団体等が市民活動中に製造し、販売し、若しくは提供した財物が他人に引渡された後にその品質、取扱い等によって生じた事故又は作業が完了し、若しくは放棄された後にその作業の結果によって生じた事故に係る補償にあつてはそれぞれ同項第1号及び第2号に定める1事故に係る額を1保険期間中における限度額として、同項第3号に掲げる補償にあつては1,000万円を1保険期間中における限度額とする。

（傷害事故に係る補償の額等）

第7条 傷害事故に係る補償の額は、次の各号に掲げる補償の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 死亡補償 指導者等及び参加者が傷害事故を原因として、当該事故の日から180日以内に死亡したときは、その者の法定相続人に対し、250万円を支払うものとする。

(2) 後遺障害補償 指導者等及び参加者が傷害事故を原因として、当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対し、一時金で250万円を限度として、障害の程度に応じて保険契約に係る保険約款に定める率を乗じた額を支払うものとする。

(3) 入院補償 指導者等及び参加者が傷害事故を原因として、生活機能又は業務能力が減少した場合において、その治療のため入院をしたときは、その者に対し、入院日数に応じて当該受傷の日から180日を限度として1日につき3,000円を支払うものとする。

(4) 手術補償 入院補償が支払われる場合に、そのケガの治療のための手術を受けたときは、入院補償日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10、20、40倍)を乗じた額を支払うものとする。

(5) 通院補償 指導者等及び参加者が傷害事故を原因として、生活機能又は業務能力が減少した場合において、その治療のため通院をしたときは、その者に対し、通院日数に応じて当該受傷の日から180日までの間において90日を限度として通院日数1日につき1,500円を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、これらの規定による補償金は、スポーツ活動を目的としたスポーツ団体管理下のスポーツ活動(練習、試合、合宿、遠征中等)における参加者の傷害事故の場合にあっては、補償の対象としない。

(事故報告)

第8条 市民団体及び指導者等は市民活動中に事故が発生したときは、速やかに平塚市市民活動災害補償制度事故報告書(第1号様式又は第1号様式の2。以下「事故報告書」という。)により市長に報告しなければならない。

(事故の判定)

第9条 市長は、前条の事故報告書が提出された場合において、当該事故について調査し、市民活動中の事故であるかどうかを審査する必要があると認めたときは、平塚市市民活動事故判定委員会(以下「判定委員会」という。)に諮るものとする。

2 市長は、判定委員会の判定等に基づき、当該事故が市民活動中のものであると認定した場合には、保険会社及び指導者等又は参加者に対して平塚市市民活動災害補償制度事故証明書(第2号様式又は第3号様式)を交付するものとする。

(請求の手続き)

第10条 賠償責任事故に係る請求は、市民団体及び指導者等と被害者との間で法律上の問題が解決した後に、市民団体及び指導者等が必要な書類を添付し、保険会社に請求するものとする。

2 傷害事故にかかる補償金の請求は、死亡補償にあっては死亡した指導者等及び参加者の法定相続人が、負傷に係る補償にあっては、当該指導者等及び参加者が補償金等請求書に必要な書類を添付し、市に請求するものとする。この場合において、後遺障害補償に係る

補償金の請求は当該傷害の症状が固定した後に、入院及び手術補償に係る補償金並びに通院補償に係る補償金の請求は、入院又は通院が終了した後又は当該受傷の日から１８０日を経過した後に行なうものとする。なお、市は請求を受けた補償金相当分を保険会社に保険金として請求し、保険会社が当該保険金を市が指定した口座に振込んだ場合は、これをもって補償金の支払いに代えることができる。

（市が実施する事業に関する特例）

第１１条 この要綱は、市が実施する市民活動に類する事業又は活動で、市民が無報酬（実費弁償を含む。）で参加する者について適用する。

（所管課）

第１２条 この要綱に定める事務は、市民部協働推進課で処理する。

（準用規定）

第１３条 この要綱に定めるもののほか、保険契約に適用される約款及び特約条項の規定を準用する。

付 則

この要綱は、昭和６２年４月１日から施行し、この要綱施行の日以降の市民活動から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成８年４月１日以降の事故により支払う死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金及び通院保険金から適用する。

附 則

この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

１ この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

２ この要綱による改正後の第７条第２項の規定は、この要綱の施行の日以後に受傷した傷害事故について適用し、同日前に受傷した傷害事故については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第７条第２項の規定は、この要綱の施行の日以後に受傷した傷害事故について適用し、同日前に受傷した傷害事故については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成２２年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

平塚市市民活動事故判定委員会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平塚市市民活動事故判定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会に諮る事項)

第2条 委員会に諮る事項は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 賠償責任事故に係る市民活動中の事実関係及び市民活動事故認定に関すること。
- (2) 傷害事故に係る市民活動中の事実関係及び市民活動事故認定に関すること。
- (3) 全国市長会市民総合賠償補償保険の対象となる事故の判定に関すること。

(委員会の組織)

第3条 委員会の組織は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 企画政策部長
- (2) 総務部長
- (3) 市民部長
- (4) 福祉部長
- (5) 健康・こども部長
- (6) 環境部長
- (7) 社会教育部長
- (8) 消防長
- (9) その他市民活動事故主管担当部長

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長には市民部長をもって充てる。
- 3 委員長は委員会を総理し、委員会の議長をつとめる。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長がこれを招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、全会一致をもって決することとする。

(意見等の聴取)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民部協働推進課においてこれを処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長がこれ

を定める。

付 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月20日から施行し、改正後の第5条第1項の規定は同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する